

その塗料「危険物」では ありませんか？



その塗料類、消防法
違反になる可能性が
あります！！！！



消防法に基づく表示>
危険物 4類 第2石油類
危険等級 III
化学名 合成樹脂塗料用シンナー
登録名 XXXXXXXXXX
火気厳禁

上記の記載があるもの
は、危険物に該当しま
す。容器に記載の表示
等を確認してくださ
い。

消防法で定める「危険物」に該当する塗料類は火がつきやすいため、火災を発生させる危険性が高く、いったん火災になると消火も困難であることから、消防法令や尼崎市火災予防条例で貯蔵又は取扱いに關しての基準を定めています。

危険物は品名ごとに「指定数量」が定められており、指定数量5分の1以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、管轄の消防署長へ届出するとともに尼崎市火災予防条例の基準に適合する貯蔵所等を設ける必要があります。

(例：第1石油類のシンナー40L以上で指定数量の5分の1以上に該当します)

なお、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に基づく許可を受けた施設でなければ、貯蔵又は取扱いができません。

※塗料類でも、危険物に該当しない場合もありますので容器に記載の表示等でご確認してください。



塗料類の貯蔵又は取扱いについては、消防局予防課または管轄区域の消防署へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

消防局予防課 06-6481-3965

中消防署 06-6401-0119

西消防署 06-6411-0119

東消防署 06-6494-0119

北消防署 06-6421-0119

※ 来庁される場合は、事前にお電話いただきますようお願いします。

※ 管轄区域が不明な場合は、消防局予防課までお問い合わせください。

-尼崎市消防局-

危険物の規制に関する政令 別表第3より一部抜粋

種 別	品 名	指定数量	性 質	例
第4類	第1石油類	200L	非水溶性	ガソリン・塗料類・シンナー
	第2石油類	1,000L	非水溶性	灯油・軽油・塗料類・シンナー
	第3石油類	2,000L	非水溶性	重油・クレオソート油
	第4石油類	6,000L	非水溶性	ギヤー油・シリンダー油

※危険物に該当する塗料類・シンナーには第1石油類または第2石油類のものがあります。



指定数量5分の1以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令・尼崎市火災予防条例の基準に適合した貯蔵所を設ける必要があります。



消防法令の基準に適合する貯蔵所の例

- ・壁、柱、床等を耐火構造とする。
- ・窓、出入口は防火設備とする。
- ・換気設備や排出設備を設ける。
- ・貯留設備を設ける。
- ・消火設備を設ける。
- ・「火気厳禁」等の標識を設ける。

※詳細については、予防課危険物担当と協議してください。



尼崎市火災予防条例の基準に適合する貯蔵所の例

- ・壁、柱、床及び天井は、不燃材料とする。
- ・窓、出入口には、防火戸を設ける。
- ・ためますを設ける。
- ・照明、換気設備を設ける。
- ・排出設備を設ける。

※詳細については、管轄区域の消防署と協議してください。

消防法令に違反して危険物を貯蔵し、又は取扱う場合、行政指導や行政処分（除去命令等）の対象となります。行政処分に反した場合は、罰則が適用される場合があります。